

移住促進につながる廃校利用に関する研究

～梶原町を対象として～

1170397 岩戸 拓路

高知工科大学マネジメント学部

1. 概要

高齢化・過疎化といった課題が進む現代社会において、高知県では人口減少の負のスパイラルに陥ってしまっている現状がある。特に中山間地域では、高齢化・過疎化の同時進行、若者の流出などにより人口減少、地域の衰退が進行しており、地域の消滅が現実問題として、その対策が各自自治体の政策の柱として位置付けられている。特に移住政策は直接的な人口増加に寄与するため、各自自治体とも力を入れているが、効果的な手法が求められている。そこで、本研究では、高知県の中山間地域の一つである梶原町を対象として、廃校という中山間地域の資源を活用し、移住促進につながる利活用の方策を提案した。

2. 背景

現在、日本は人口減少・高齢化社会に突入したといえる。その中で高知県は、全国と比べて、人口は15年、高齢化は10年先行している。特に中山間地域の衰退は大きな問題となっており、高齢化・過疎化は深刻である。私は、大学3年時に高知県梶原町の若者定住審議会に参加し、中山間地域の現状を知ることができた。やはり、中山間地域の過疎化・高齢化は深刻であり、移住者という社会的ニーズの高さを感じた。一方で、移住者向けのインターンが無いことや、長期滞在施設の数が少ないといった課題も見受けられた。そのことから、私は田舎暮らしを体験することができる体験交流施設、長期滞在施設を設置することで移住促進に繋がるのではないかと考えた。本手法の利点は、その施設を中山間地域に眠る資源である廃校を活用し、学校が持つ地域社会の中心的な存在としての役割を取り戻すことで、移住促進だけでなく、地域活性にも繋げることができる可能性があることである。

この視点から、全国の廃校利活用の事例を見てみると、廃校となっても、校舎や体育館といった建物が残っており、補助金などを活用し整備を行い活用していること、廃校を利活用した施設の運営は、市町村営・NPO団体・株式会社・官民共同組織など多種多様な組織によって行われていること

が分かった。また中山間地域での廃校利活用の際の課題としては、都会では行政が廃校の指定管理を募集すれば、NPO団体や民間団体で手を挙げるところは多くあるが、中山間地域ではこういったことは望めないため、行政主導で団体をつくらざるを得ない現状であることが挙げられる。

このように廃校利用による移住促進は、いまだ事例が少なく研究の蓄積が求められている。

3. 目的

本研究は、高知県の中山間地域の一つである梶原町を対象とし、梶原町は移住定住促進に積極的に取り組んでいるが、移住前の宿泊体験施設、長期滞在施設・インターンなどは不十分であると考えたために、中山間地域の資源である廃校を活用し、移住者増加につながる利活用法を検討することを目的とする。

4. 研究方法

本研究は、はじめに、梶原町の若者定住審議会での経験より、梶原町の移住者が思うように増えないのは、移住者を対象とした体験プログラム・インターンや体験宿泊施設・長期滞在施設が少ないことが要因の一つではないかと、という仮説を立てる。そこから、この要因の中の体験宿泊施設・長期滞在施設に着目し、梶原町内にある廃校をこういった施設に利活用することができないかを考察する。そのために、梶原町の現状を調査し、抱える問題点を抽出・整理する。同時に、全国の廃校利活用の事例を調査し、廃校利活用の際の成功要因を整理する。次に、梶原町の行政側・地域住民を対象として梶原町の移住促進活動・廃校利活用に関するヒアリング調査を実施する。ヒアリング調査から行政・地域からの視点での廃校利活用の課題の解決策を考察し、最後に廃校利活用方策を具体化するための事業計画の策定を提案する。

5. 高知県、梶原町の概要

①高知県の概要

高知県は、高知県は四国南に位置し、東西に長く広がった形をしている。このため海に接している海岸線が長く、西部

はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いている。一方で総面積の 83.6%を山地が占める、緑豊かな土地でもある。北方には四国山地がそびえ立ち、千数百メートル級の山々が連なる。また、四国山地を源流とする清流が多く存在する。日本最後の清流とうたわれる四万十川や、仁淀ブルーとして知られる仁淀川をはじめとして、美しい景観を作り上げている。

② 高知県の人口推移

高知県は、人口減少が全国と比べて 15 年、高齢化が 10 年先行している。その原因としては、経済規模の縮小・若者の県外流出、過疎化・高齢化の同時進行、中山間地域の衰退、少子化の加速による人口減少の負のスパイラルに高知県が陥ってしまっているためである。特に中山間地域の衰退は深刻である。

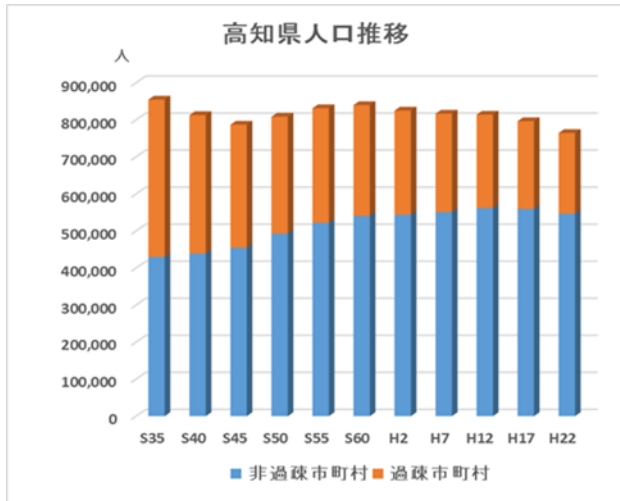


図 1 高知県の人口推移 過疎・非過疎市町村別

参考：高知県産業振興推進部中山間地域対策課資料より

図 1 は高知県の人口推移を過疎市町村と非過疎市町村別に表したものである。非過疎市町村と過疎市町村の人口の推移を比べてみると、過疎市町村の人口は昭和 35 年間から継続的に減少しており、50 年間で約 20 万人も減少している。

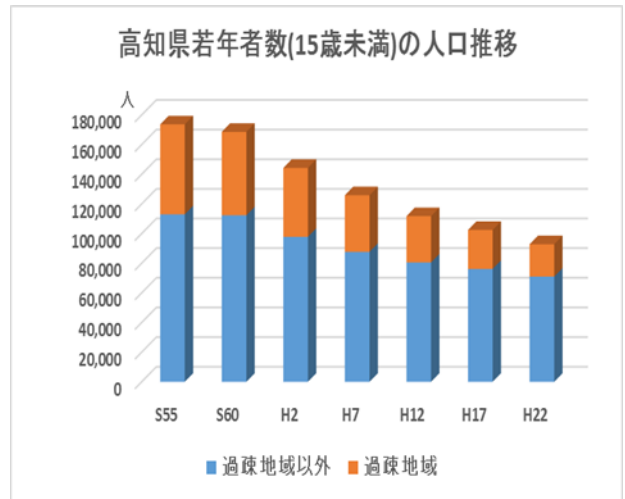


図 2 高知県若年者数推移（過疎・非過疎市町村別）

参考：高知県産業振興推進部中山間地域対策課資料より

図 2 は高知県の若年者数の推移を過疎市町村と非過疎市町村別に表したものである。過疎市町村では、若年者数が非過疎市町村に比べると減少が大きく、30 年間で約 4 万人も減少している。

③ 梶原町の現状

梶原町は高知県中西部、愛媛県との県境に位置しており、日本三大カルストの一つ、四国カルスト高原を擁する。町の面積の 91%が森林の中山間地域であり、人口が約 3600 人、高齢化率 42.3%の過疎市町村である。

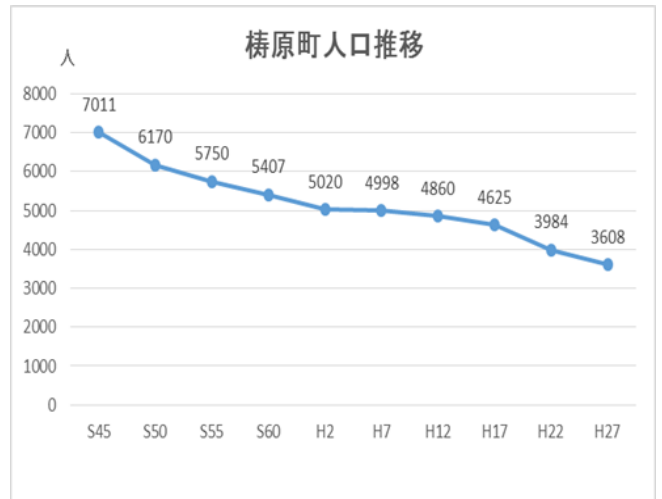


図 3 梶原町人口推移 昭和 45 年～平成 27 年

参考：総務省統計局 国勢調査より

図 3 は昭和 45 年から平成 27 年までの梶原町の人口推移を表したものである。50 年間で約 3400 人も減少しており、人口減少が深刻となっている。このため、梶原町では、人口減

少を食い止めるために移住定住促進に力を入れている。

取り組みとしては、保育料・給食費の無料、医療費無料（中学卒業まで）など各種支援制度。家づくり（持ち家）支援補助金、町産材活用促進事業補助金、環境モデル都市・新エネルギー施設導入補助金など各種補助金などが充実している。

また、生活家電、食器類を備えたお試し滞在用の住宅を町内に2棟建設しており、布団のみ持ち込めば貸借期間の1カ月以上6カ月の間生活することが可能である。他にも、移住・定住コーディネーターを設置しており、移住を希望する人の地域や住居、仕事の希望や質問の対応、改修空き家の案内や支援体制の説明を行う役割を担っている。

④ 梶原町の課題

梶原町の現状調査から、梶原町の抱える課題を抽出した。

- (1) 梶原町の暮らしを体験することができる。
プログラムが無い
- (2) お試し住宅の数が少ない
- (3) 移住してきた人の割合で若者が少ない

梶原町は前述のとおり、人口減少、高齢化という課題を抱えている。そのため移住定住促進活動を積極的に取り組んでおり、内容も充実している。しかし、移住前に梶原町の暮らしを体験することができるプログラムが無い点、お試し住宅が2棟しかない点によって、移住を検討している人が実際に梶原町の暮らしを移住前に体験することができない。また、実際に梶原町に移住してきた人の割合で若者が少ないことは、移住前に抱えていた田舎暮らしのイメージと実際に住んでみた際のギャップが大きいことも原因の1つであると考えられる。

この3点を解決するために本研究では「移住促進につながる廃校利用」を課題とし、課題の解決策として、田舎暮らしを体験することのできる体験交流施設、移住を希望する人を対象とした長期滞在施設としての役割を持つ施設を、梶原町内にある廃校を利活用することで設置する方策を考え、梶原町の移住促進に貢献したいと考える。

6. 全国の廃校利活用の現状について

6.1 廃校の定義

文部科学省によると廃校とは、「地域の児童生徒数が減少することにより、ある学校が他の学校と統合されたり、又は廃止されたりすることにより生じ、学校としては使わなくなる

こと」と定義されている。

6.2 全国の廃校利活用状況

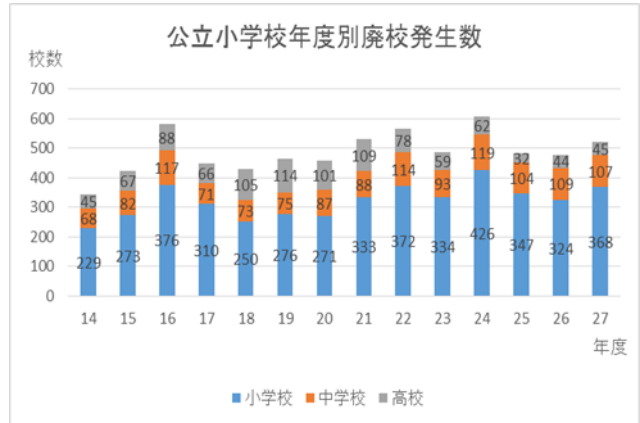


図4 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成27年度） 参考：文部科学省 施設助成課資料より

図4は全国の公立学校の平成14年度から27年度までの年度別廃校発生数を表したものである。14年間の間で約6800の学校が廃校となっている。

このような廃校が発生する背景をみると、少子化に伴う過疎化による児童生徒数の減少、都市部での住宅の郊外移転、人口における高齢者の割合が相対的に高くなったためといった、様々な地域の状況があると考えられる。廃校の発生は、学校としての機能だけでなく、地域社会のコアを失うことにつながり、地域活力を失い、若者の流出に拍車がかかり、最終的には地域崩壊へと進んでしまう恐れがある。一方で、廃校の発生するような全国の中山間地域、農山村においては、創意工夫を凝らした廃校利活用・地域づくりの展開も見られている。

表1 廃校利活用方法（平成27年度）

学校（大学を除く）	1609
社会体育施設	1015
社会教育施設	604
文化施設	71
老人福祉施設	146
障害者福祉施設	92
保育施設	37
認定こども園	11
児童福祉施設	41
放課後児童クラブ	54
放課後子供教室	21
医療施設	22
企業・法人等の施設	339
創業支援施設	31
庁舎等	268
体験交流施設	239
備蓄倉庫	102
大学	35
住宅	12

参考：文部科学省 施設助成課資料より

表1は、平成27年度の全国の廃校利活用方法を表したものである。文部科学省によると、平成28年5月1日現在、平成14年度以降の廃校については、施設が現存するもののうち、70%以上が活用されている。活用用途としては、社会教育施設や社会体育施設等の公共施設のほかに、体験交流施設や児童福祉施設など様々な用途で活用されている。また、近年では地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のためのシェアオフィスや地元特産品の加工工場として廃校施設が活用されるなど、地域資源を活かし、地域経済の活性化につながるような活用が増加している。

6.2 廃校利活用の事例

全国の廃校利活用の事例の中で、定住促進施設、宿泊体験交流、施設長期滞在施設として活用されている施設の事例研究を行った。徳島県上勝町の上勝町営複合住宅（落合複合住宅）、和歌山県那智勝浦町の籠ふるさと塾、京都府綾部市の綾部市里山交流研修センター里山ねっと・あやべ、の3事例を対象とした。上勝町営複合住宅（落合複合住宅）は、平成15年に文部科学省が選定した「廃校リニューアル50選」にも選ばれている定住促進施設である。籠ふるさと塾は平成15年に都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）によって選ばれる、「第1回オーライ！ニッポン大賞」で審査委員長賞を受賞している定住促進施設である。綾部市里山交流研修センター里山ねっと・あやべは、農村体験プログラムの実施や、農家民泊による都市農村交流事業の活性化を主体となって取り組んでいる。事例研究を踏まえ、各事例の成功要因を考察すると次の3点が挙げられる。

- (1) 廃校後も校舎や体育館などの建物が残っている
- (2) 補助金を活用し、施設の改修・整備を行っている
- (3) 地域と行政の協働が積極的に行われている

廃校後に校舎や体育館などの建物を取り壊してしまうと、利活用する際に、一から建物を建設しなければならず、多額の費用が必要となってくる。建物が残ってさえいれば、改修・整備で済み、費用の削減にもつながる。

また、施設の改修・整備にかかる費用を補助金で賄うことで、負担を削減している。廃校施設の活用にあたり、利用可能な補助金制度の一例を挙げると、農林水産省が所管する、「農村漁村活性化プロジェクト支援交付金」や、総務省が所管する「過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎地域遊休施設再整

備事業)」などがある。農村漁村活性化プロジェクトは、都市と農村の交流拠点施設、山村・都市交流促進のための自然体験学習・農業体験学習などの拠点となる滞在型活動施設としての転用を対象にした補助制度である。過疎地域等自立活性化推進交付金は、地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等への転用を対象にした補助制度である。

廃校利活用を具体的に進めていく際には、地域と行政との協働は不可欠である。廃校利活用を通しての地域づくりという共通目標のもとに、行政に依存する・しない、ではなく、地域と行政が一体となった協働が求められると考えられる。

6.3 梶原町の廃校利活用の現状

梶原町では、旧初瀬東小学校・旧松原小学校・旧西川小学校・旧越知面小学校・旧四万川小学校の6校を統合し、小中一貫教育校の梶原学園を設置した。そのため、前述した6校の小学校が廃校となっている。この中で校舎が残っているのは旧越知面小学校と旧四万川小学校だけである。廃校を利活用しているのは、旧初瀬東小学校・旧越知面小学校・旧四万川小学校の3校である。旧初瀬東小学校は校舎の跡地を利用して韓国風レストラン「鷹取の家」をオープンし、キムチを中心とした韓国風メニューの提供を行っている。この「鷹取の家」を集落活動センターの拠点として、鷹取キムチを中心とした地域の食に取り組んでいる。

旧越知面小学校は、地域活動拠点施設「越知面遊友館」として利活用されている。シャワールームや和室の新設、トイレの改修などが行われ、日常的な住民の集い、運動施設としての利用や災害時の避難所とさまざまな利用ができるよう施設内設備が充実している。夏場には合宿所として使用されており、野球部の合宿などに使われている。また近年は、職員室を利用してカフェ「くわの実」をオープンし、地域の憩いの場となっている。

旧四万川小学校は、厨房を利用し集落活動センターとして利活用しており、地域の住民たちによるお菓子作りの開催、配食弁当を作るなどして利用されている。校舎や体育館は利活用されずに残っており、体育館は区の夏祭り等のイベントの際に利用されている現状である。

この現状を踏まえ、本研究の対象とする廃校を旧四万川小学校とし、利活用案を提案していく。

6.4 廃校利活用の流れ

図5は廃校利活用の流れを図示したものである。

廃校利活用の一般的な流れとしては、廃校の決定とともに、地域では地域住民の代表者で構成する検討組織を設置し、その保存や活用に対するあり方を検討し、地域の要望を取りまとめる。また、行政は学校教育以外の施設に転用する場合の国庫補助額を国に納付する転用手続きや転用後の施設に対する公有財産（行政財産や普通財産）としての取り扱いについての検討を行う。これらの決定によって、地域と行政の廃校利活用に関する合意となる。その後、地域住民・行政・専門家を交えた検討組織を設置し、実現可能な活用方策を取りまとめたのちに、プロジェクトチームを設置し、施設・運営・資金・行動計画などの事業計画を策定する。そして、その各種事業計画に基づき、施設整備や運営体制の構築を行う。

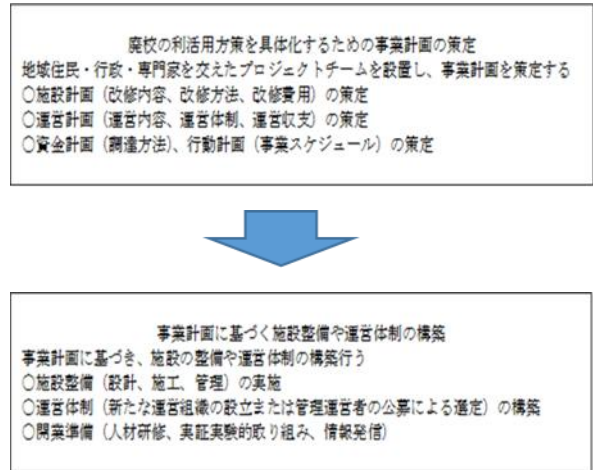
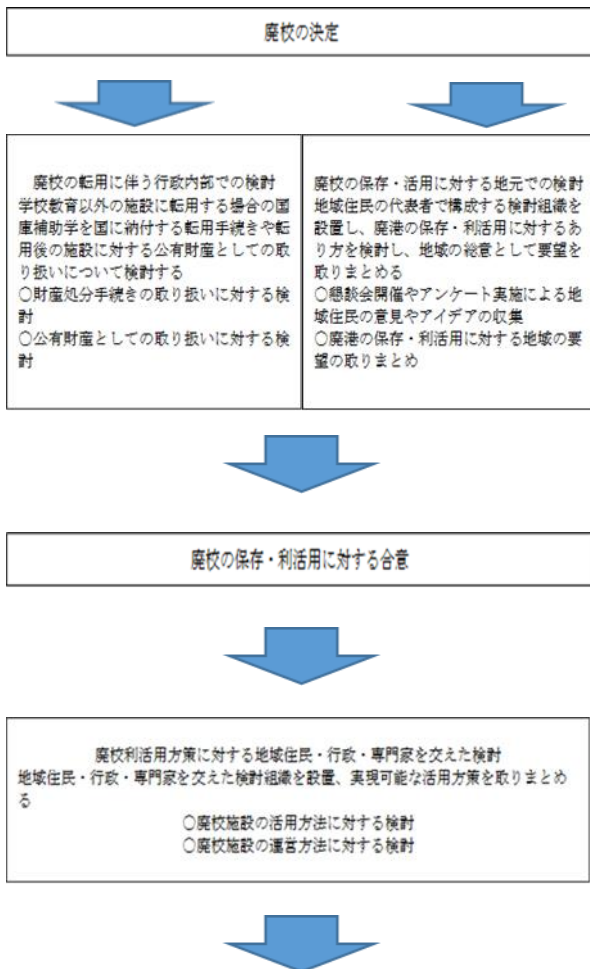


図5 廃校利活用の流れ 参考：まちむら交流きこう資料より

7. 廃校利活用の際の課題の抽出

7.1 廃校利活用の際の課題調査結果

廃校を利活用する際の課題について、行政側（梶原町役場職員）と地域側（四万川地区区長）の視点からヒアリング調査を実施した。

7.1.1 行政側（梶原町役場）からの視点の課題

行政側からの廃校利活用の課題としては、以下の2点が挙げられる。

- （1）廃校を利活用する際に、建築基準法によるハード面の整備が必要である。
- （2）廃校利活用は地域（区）で検討し進めてほしい。

廃校を学校以外の目的で利活用する際には、建築基準法が適用される。既存不適格建築物（廃校）を類似用途で利活用する際は、現行の建築基準法は適用されることはないが、別分類用途で利活用する際には、現行の建築基準法が適用される。例えば宿泊施設として利活用する際には、以下の条件を満たさなければならない。

○耐火建築法（建築基準法施行令第115条の3）
 耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。

条件：床面積 300m² 以上に適用。

壁：準不燃材料・防火構造 屋根：不燃材料

床：準不燃材料

○内装制限（建築基準法施行令第128条、129条）

建築物の天井と壁の内装材料を防火上制限するもの。

条件：準耐火建築物だと2階床面積 300m² 以上

居室：難燃材料 通路：難燃材料

○防火壁（建築基準法施行令第113条、第115の2）

火災を防止するため防火上有効な構造の防火壁による区画。

条件：延べ面積1,000m²を超える

床面積1,000m²以内ごとに防火壁（耐火構造の壁）で区画

このように、建築基準法を満たすためには大きな改修が必要となり、多額の費用が掛かることになる。

また、学校は地域社会の中心的存在である。廃校となったとしても、行政が利活用の用途を決定するのではなく、地域の活気を取り戻すような用途を、地域が望む活用方法を検討して利活用した方が、理念などの基本的な廃校利活用に関する考え方を地域住民で共有することができるためであると考えられる。

7.1.2 地域側（四万川地区区長）からの視点の課題

地域側からの廃校利活用の課題としては、以下の2点が挙げられる。

(1) 廃校＝大きな箱物であり、地域だけで維持管理できるのか

(2) 運営していくうえで、行政からの予算なしで利益を上げることができるのか

廃校を利活用した後は、地域は何らかの施設としての箱物を抱えることになる。このとき、行政からの支援が無い場合は、その施設の整備・管理を地域だけで行わなければならない。地域にとっては金銭面、労働面で多大な負担となってしまう。同様に、その施設の運営に対して、行政が予算を出すことが無ければ、高齢化の進む地域では、運営体制も不十分であり利益を上げることは困難であるとする。

7.2 廃校利活用の課題のまとめ

行政側と地域側からの視点からの廃校利活用の際の課題についてのヒアリング調査から、利活用の際の施設整備のコストが多額になる点、地域だけで維持管理・運営を行っていくのは不安が大きい点が課題になっていることが分かった。そのため、廃校を利活用する際の課題の解決策を考察し、行政・地域の抱える不安の解消に貢献していく。

7.3 課題の解決策

7.2で挙げられた課題の解消の方策を提案する。

(1) 利活用の際の施設整備のコストが多額になる

廃校を宿泊体験施設・長期滞在施設として利活用する際に

は、建築基準法を満たすための大幅な改修が必要となり多額の改修費がかかることが行政側の視点からの課題である。この課題を解消するためには、以下の2点の方策が提案できる。

(1) 国や地方自治体が支援する公的資金(施設整備等に係わる補助金)、民間資金(民間企業などからの拠出金等)の活用。

(2) 整備・改修を小規模にし、施設整備を最小限に留める

表2 廃校施設等の活用に当たり利用可能な補助制度

対象となる転用施設	事業名	所轄官庁	
地域間交流・地域振興を図る為の生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等(過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	自治行政局 過疎対策室
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図る為の取組に必要な拠点施設	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	農林水産省	農村振興局 農村整備部 地域整備課
交流施設等の公共施設	次世代林業基盤づくり交付金 (木造公共建築物の整備)	林野庁	林政部木材 利用課
茅葺き農家・廃校等を活用した交流拠点やクラインガルテン(滞在型市民農園)、都市住民等の円滑な利用に配慮した市民農園(日帰り型市民農園)や谷津田等の農村資源を活用したホテルの里等の体験交流空間	やすらぎ空間整備事業	農林水産省	農村振興局 地域振興課

参考：文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課より

表2は、廃校施設等の活用に当たり宿泊体験施設・長期滞在施設を用途とした時に利用可能な補助制度を示したものである。廃校を利活用する際には、国からの補助金が出ることが分かり、補助金をうまく活用することで、市町村の金銭面の負担を削減することが可能である。

また、行政だけではなく民間企業との連携を取り、民間企業にとっては、廃校を利活用することで初期投資を削減することができるというメリットを利用し、行政と民間企業と協働していくことで負担を軽減することが可能であるとする。

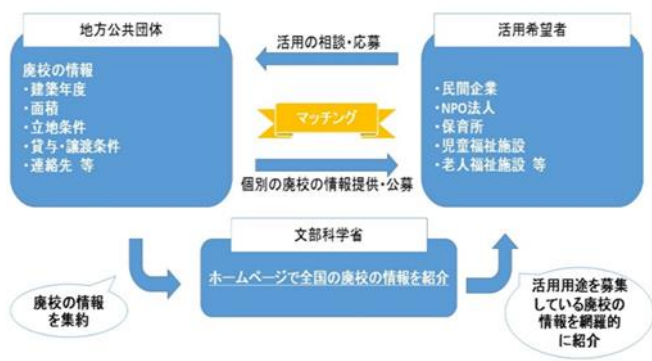


図6 ～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト
 参考：文部科学省～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトより

図6は、文部科学省が立ち上げた、～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトの概要を表したものである。各地方公共団体において活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報について、地方公共団体の希望に基づき「活用用途募集廃校施設等一覧」として集約し、公表している。より多くの民間企業・学校法人・NPO法人・社会福祉法人・医療法人などに情報を提供することで、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングの一助になるものと考えている。このようなシステムを活用することで、行政と民間企業との協働を実現する可能性を高めることができると考えられる。

また、廃校のすべてを改修・整備を行い利活用するのではなく、一部の教室の改修・整備など、既存建物を有効活用することでコストを抑えることができる。また、大幅な改修を行わないことで、廃校の持つ雰囲気が大きく損なわれることがなく残すことができる。

(2) 地域だけで施設の維持管理・運営を行っていくのは不安が大きい

廃校を体験交流施設・長期滞在施設として利活用した後に、その施設の維持管理・運営という大きな負担を地域、地域住民だけで担うことは大きな不安である。この不安を解消していくためには、以下の2点の方策を提案することができる。

- (1) 行政が主導となり、組織を立ち上げる
- (2) 外部組織との連携

廃校利活用施設の維持管理・運営を、いきなり地域だけで行っていくとなると、知識・経験の両方が不足している。都会ならば、廃校を活用した地域活性化に取り組もうとする民

間の組織やNPO団体は数多くあるだろうが、中山間地域ではそれは望めない。そこで、少なくとも始めの段階では行政が関わり、組織を立ち上げることが必要になってくると考える。活動を続けていく中で、徐々に取り組みを地域主体の自立した民間組織として成長させることで、地域での維持管理・運営が可能になると考えられる。

また、廃校利活用施設の維持管理・運営方法の企画立案、実施できる人間が行政・地域にいない、実施する経験やノウハウがないという問題を抱える場合もある。このような状況では、「廃校の利活用をあきらめる」、「行政に任し、丸投げにする」、「時間をかけてでも、何とかする」といったことが起きることが考えられる。そこで、施設の維持管理・運営を専門的な組織に外部委託することで、問題を解消することができる。廃校利活用の実践に長年携わっている組織と連携することで、その組織の持つ豊富な経験やノウハウを継承することができ、いずれは地域だけで維持管理・運営を行っていくための基盤を作ることが可能であると考えられる。

8. 提案

本研究では、移住者増加につながる利活用法を検討しており、田舎暮らしを体験することのできる宿泊体験施設、移住を希望する人を対象とした長期滞在施設としての役割を持つ施設を、梶原町内にある廃校を利活用することで設置することを検討した。そこで、梶原町四万川地区にある旧四万川小を対象として、体験交流施設・長期滞在施設としての廃校利活用方策を具体化するための事業計画の策定を提案する。内容としては以下の3点を提案する。

- (1) 施設計画（改修内容、改修方法）の策定
- (2) 運営計画（運営内容、運営体制）の策定
- (3) 資金計画（調達方法）の策定

8.1 施設計画

旧四万川小学校には3階建て校舎、体育館が残っており、厨房もある。そのため、大規模な改修・整備は必要としないと考えられる。外壁・内壁の補修、塗り替えの他、大きな構造体の変更は行わず、教室のももとの大きさを利用して活用することが最善と考えられる。昇降口、階段、階段ホール、廊下などは学校校舎のときと同じ状況で残すことで、学校の持つ雰囲気を損なわずに残すことが可能になる。主な改修箇所としては、利用者が宿泊するための部屋と浴室が挙げられ

る。校舎の1階には厨房、保健室などがあるため、2階、3階の空き教室を宿泊部屋に改修することが望ましいと考える。空き教室の中を宿泊用にリフォームすることで、宿泊部屋として利用する。宿泊部屋の改修の際には、梶原町産の木材を使用することで、地域にとって愛着のある施設とすることができると考えられる。浴室については旧四万川小学校の付近、徒歩5分ほどの場所に四万川地区の集会所が在り、そこに浴室がある。この浴室を使えば、新たに浴室を作る必要がなくなり、改修費を削減することもできる。

8.2 運営計画

5. ④で述べた梶原町の課題を解決するために、体験交流施設、長期滞在施設として廃校利活用し運営していく。運営内容としては、以下の3点を提案する。

- (1) 農村暮らし体験
- (2) 地域の人がインストラクターとなる体験教室
- (3) 移住検討者の滞在施設

梶原町には、梶原の暮らしを体験することができるプログラムが無いので、この施設で梶原での暮らしを体験することのできるプログラムを実施することで、梶原の暮らしがどのようなものかを知ってもらうことができる。体験教室では、地域の人々がインストラクターとして参加することで、人同士の「都市部と中山間地域との交流」が実現し、地域の人たちが施設の運営に関わっているという自覚を持つことができると考える。このような都市部と中山間地期の交流促進などを行うことで、梶原ファンの増加を推進し、新たな移住者の拡大にもつながるのではないかと考える。また、お試し住宅が2棟しかないことによって、移住を検討している人が実際に梶原町の暮らしを移住前に体験することができないでいる現状がある。そこで、移住検討者向けに長期滞在施設として運営することで、移住前にどんな暮らしなのかを体験することができ、移住前に抱いていたイメージとのギャップをなくすることもできると考える。

四万川地区は高齢者も多く、廃校利活用施設の運営に関する経験・知識を持つ人材はいない。そこで、少なくとも始めの段階では行政が関わり、地域と協働して運営体制を作り上げる必要があると考える。四万川地区には集落活動センター四万川を運営する株式会社があり、活動を続けていく中で、徐々に取り組みをこの団体で行うことができるようになれば、

地域での維持管理・運営が可能になると考えられる。

8.3 資金計画

施設整備に関する資金については、地域と行政だけで担うには負担が大きすぎる。そこで、7.3.1で挙げた廃校施設等の活用に当たり利用可能な補助制度の中から、過疎地域等自立活性化推進交付金の過疎地域遊休施設再整備事業を用いることで資金調達を行う。この事業は、廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して交付される。対象地域を過疎地域とし、事業主体を過疎地域市町村と定めており、交付対象経費限度額は60,000千円である。梶原町はこの要件を満たしているため、この事業に応募し、交付決定を得ることが出来れば施設整備にかかる資金を確保することができると考える。

9. 今後の課題

・地域住民との合意形成

廃校利活用において、最も重要になってくるものは、地域住民との合意形成である。事業計画を事細かに説明し、なぜ体験交流施設・長期滞在施設なのか、なぜ四万川区に必要なのか、事業目的と資金調達をどうするか、といったことを地域住民に明確にすることが必要であり、そのうえで地域住民との合意形成を成り立たせる必要がある。

・資金調達

施設整備には多額の費用が掛かる。そのため、国や県からの補助金を活用し、資金の確保を行うが、必ずしも補助金が交付されるわけではない。そのため、事業内容を細部まで深め、交付金の書類審査・ヒアリング等への対策も必要となってくる。

・人材育成

仮に、廃校利活用した施設が完成したとすると、運営に携わるのは四万川区の住民である。しかし、四万川区においても高齢化は進んでおり、いずれは運営に携わることが困難となってくる。そこで、新たな担い手としての人材育成が必要となってくる。若者が運営に関する経験・知識を積み、次世代の担い手として活躍できるような、人材育成のシステムが必要となってくる。

引用・参考文献

- 『廃校利活用による農村再生』（岸上光克,2015）

- 『創造農村 過疎をクリエイティブに生きる戦略』
(佐々木雅幸ら,2014)
- 『「廃校」に地域力がはじけるとき―「協働」が開花する地域 NPO 立子ども交流センター』(竹内ら,2009)
- 『高知県産業振興推進部中山間地域対策課 高知県の中山間地域の現状と対策～集落活動センターの取り組みについて～』
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiisa_na_kyoten/h27-07-21%2023-siryou4-1.pdf
(2016/10/12)
- 『雲の上の町ゆすはら―高知県梶原町―』
<http://www.town.yusuhara.kochi.jp> (2016/12/10)
- 『廃校リニューアル 50 選―文部科学省ホームページ』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/03062401/50senn_index.html (2016/10/12)
- 『～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト：文部科学省』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm (2016/10/12)
- 『余裕教室・廃校施設の有効活用：文部科学省 廃校施設活用状況実態調査の結果について（平成 28 年 5 月 1 日現在）』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm (2016/10/12)
- 『総務省統計局』 <http://www.stat.go.jp/>
(2016/9/18)
- 『まちむら交流きこう廃校活用ガイド』
<http://www.kouryu.or.jp/service/haiko.html>
(2016/10/18)
- 建築基準法施行規則-法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F04201000040.html> (2016/11/3)

